明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九九）　一

〔告　示〕

○盲導犬の訓練を目的とする法人の解散の届出があった件（国家公安委三三）　一
○盲導犬の訓練を目的とする法人の指定した件（同三四）　二
○電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件（総務三四〇）　三
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出のあった件（同三四一、三四三）　七
○衆議院比例代表選出議員の選挙における名称等について異動の届出があった件（中央選挙管理会二八、二九）　八
○衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした政党その他の政治団体について、公職選挙法第八十六条の二第一項第一号又は第二号に該当する政党その他の政治団体でなくなった旨の届出があった件（同三〇）　八
○除籍が滅失した件（法務三二八）　八
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務三〇二、三〇三）　八
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産二四二七）　八
○生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件（同二四二八）　八
○肥料の登録が失効した件（同二四二九）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（中部地方整備局一五四）　八
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（九州地方整備局一五八）　八

〔国会事項〕

〔人事異動〕

外務省　財務省　環境省

〔皇室事項〕

〔公　告〕

諸事項

官庁
行政手続法第十五条第三項の規定関係

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等
企業年金基金清算結了・清算人退任関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係

会社その他

省　令

○厚生労働省令第九十九号

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十三号）の一部の施行に伴い、及び確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）附則第三条の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月九日

厚生労働大臣　田村　憲久

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第七十条第二項に次のただし書を加える。

ただし、法附則第三条に規定する継続個人型年金運用指図者にあっては、第一号に掲げる書類に限る。

第七十条第二項第三号中「国民年金の」を「国民年金法第七条第一項第三号に規定する」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第三十三号

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八条第二項の規定により、昭和五十三年十二月一日付けで指定した次の法人の代表者であった者より、当該法人が平成二十五年四月一日付けで解散した旨の届出があったので、告示する。

平成二十五年九月九日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　名称　財団法人中部盲導犬協会
二　住所　愛知県名古屋市港区寛政町三丁目四十一番地一
三　事務所の所在地　愛知県名古屋市港区寛政町三丁目四十一番地一